

佐賀県経営基盤強化・地域医療連携支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域医療構想の達成及び持続可能な経営体制の構築を目的として、医療機関の再編・統合並びに地域医療連携推進法人の設立・運営を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、佐賀県内に主たる事務所又は住所を有する次の者とする。

- (1) 医療機関の再編・統合並びに地域医療連携推進法人の設立に向けた取組を進める病院又は診療所を中心としたグループの代表者
- (2) 交付申請時点で既に知事の認定を受けている地域医療連携推進法人

2 補助事業者は、前項の要件に加え、前項の(1)に該当する者は、本補助金を活用して事業を実施することについて地域医療構想調整会議で協議を行い合意を得ていることとする。

3 前2項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助事業者が行う医療機関の再編・統合並びに地域医療連携推進法人の設立・運営及びそれらに係る検討・準備に必要な事業とし、地域医療連携推進法人の認定の日の前後の3年間に実施する事業に限るものとする。

(交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
 - イ 入札による補助金額の減額
 - (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告すること。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 知事は、補助事業者又は補助対象事業が第2条の各項又は第3条の要件を満たさないことが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により、交付決定を取消した場合においては、補助金を返還させることができる。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内（第6条第1項第4号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月以内）又は毎年度3月31日（ただし、補助金が全額概算払された場合には、翌年度4月10日）のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。
- 2 規則第15条第1項及び第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号及び第6号のとおりとする。

- 附 則
- 1 この要綱は、令和8年10月5日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

対象経費		補助率（補助金額）
（1）医療機関の再編・統合並びに地域医療連携推進法人の設立に係る検討・準備に要する経費	専門家謝金、委託料、会議費、旅費、法人登記費用 等	2分の1（金2,000千円）以内
（2）地域医療連携推進法人の運営に要する経費	会議費、専任職員等の人件費、備品費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料 等	
（3）医療連携推進区域内における連携事業の推進に要する経費	会議費、研修費、謝金、旅費等	
（4）その他知事が必要と認める経費		